

## 受注候補者選定における評価項目・配点一覧表及び評価要領

## I 評価項目・配点一覧表

| 評価項目           |                 |                     | 配点    |    |
|----------------|-----------------|---------------------|-------|----|
| ①              | 事務所の能力          | 事務所の設計業務実績（様式4）     | 20    |    |
| ②              | 設計チームの能力        | 管理技術者（様式7）          | 20    |    |
|                |                 | 主任技術者（様式7）          | 計画・意匠 | 10 |
|                |                 |                     | 構造    | 10 |
|                |                 |                     | 電気    | 10 |
|                |                 |                     | 機械    | 10 |
|                |                 | 業務実績（様式5・6）         | 管理技術者 | 20 |
| 主任技術者（計画・意匠担当） | 10              |                     |       |    |
| ③              | 業務実施方針及び手法（様式2） | 本業務への取組体制、設計チームの特徴  | 40    |    |
|                |                 | 設計上の配慮事項、業務実施上の配慮事項 | 40    |    |
| ④              | 課題に対する提案（様式3）   |                     | 120   |    |
| ⑤              | 取組意欲            |                     | 120   |    |
| 合計             |                 |                     | 430   |    |

※ ①・②は事務局の評価項目、③・④・⑤は受注候補者選定委員の評価項目とする。

## II 評価要領

## 1 目的

本要領は、(仮称) 寄居コミュニティハウス整備基本設計業務委託に係る特別簡易公募型プロポーザル実施要領に定めるもののほか、2次審査における最優秀者、優秀者を選考する事務に必要な事項について定めるものとする。なお、本選定においては技術提案説明会（ヒアリング）を行わないため1次審査は省略する。

## 2 評価方法

- (1) (仮称) 寄居コミュニティハウス整備基本設計業務委託受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）は、本要領に基づいて2次審査を行う。
- (2) 2次審査では、事務局が①「事務所の能力」及び②「設計チームの能力」について、各選定委員が③「業務実施方針」、④「課題に対する提案」及び⑤「取

組意欲」について本要領に記す配点に基づき評価を行う。事務局と選定委員の評価点を合算し、評価点合計が最高の者を「最優秀者」、次点を「優秀者」として特定する。

(各評価項目と配点、評価者)

| 評価項目        | 配点  | 1次審査 | 2次審査 |
|-------------|-----|------|------|
| ①事務所の能力     | 20  | 省略   | 事務局  |
| ②設計チームの能力   | 90  |      | 事務局  |
| ③業務実施方針及び手法 | 80  |      | 選定委員 |
| ④課題に対する提案   | 120 |      | 選定委員 |
| ⑤取組意欲       | 120 |      | 選定委員 |

(3) 各提案者の評価点は以下の式による。

(各提案者の評価点) = (各選定委員の評価点の合計) / (選定委員の数) + (事務局の評価点)

### 3 2次審査評価基準

#### (1) 事務所の能力 (設計業務実績) 【20点】

事務所として設計業務に携わった実績件数に応じて評価を行う。

なお、ここでいう「設計業務実績」とは、建築物の用途の種類 (国土交通省告示第98号別添二) における、第十二号第1類にあたる建築の設計とする。評価点は、1件あたり5点とし、当該用途に供する部分の床面積の合計が450㎡以上または200㎡以上の建築の設計にかかるか否かに応じ評価点に以下の係数を乗じ、合計点の小数第1位を四捨五入した値とする。

|                          | 係数  |
|--------------------------|-----|
| 当該用途に供する部分の床面積の合計が450㎡以上 | 1.0 |
| 当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上 | 0.5 |

(例) 床面積が450㎡以上のコミュニティセンターの設計が2件、  
200㎡以上のコミュニティハウスの設計が1件の場合

$$\begin{aligned}
 \text{評価点数} &= (5 \times 1.0) \times 2 + (5 \times 0.5) \times 1 \\
 &= 10.0 + 2.5 \\
 &= 12.5 \\
 &\rightarrow \underline{13 \text{ 点 (四捨五入)}}
 \end{aligned}$$

(2) 設計チームの能力（各技術者の資格及びCPDに関するもの）【60点】

評価点数＝評価基礎点×資格係数×資格取得後経過係数×CPD取得単位係数

※評価点数は、小数第1位を四捨五入した値とする。

※評価基礎点は、管理技術者は20、各主任技術者は10とする。

※資格係数は以下のとおりとする。

| 資格 | 建築（計画・意匠・構造） |       | 設備（電気・機械） |       |
|----|--------------|-------|-----------|-------|
|    | 一級建築士        | 二級建築士 | 建築設備士     | その他資格 |
| 係数 | 1.0          | 0.5   | 1.0       | 0.5   |

※資格取得後経過係数＝0.5＋資格取得後経過年／20／2

なお、係数が1.0以上の場合は1.0とする。

※CPD取得単位係数＝0.5＋過去3年間の認定時間の合計／36／2

なお、係数が1.0以上の場合は1.0とする。

(例) 管理技術者が1級建築士（資格取得後経過年24年）であり、過去3年間の認定時間の合計が18時間の場合

$$\begin{aligned}
 \text{評価点数} &= 20 \times 1.0 \times (0.5 + 24/20/2) \times (0.5 + 18/36/2) \\
 &= 20 \times 1.0 \times 1.1 \times 0.75 \\
 &\quad \downarrow \text{※}1.1 \geq 1.0 \text{ のため } 1.0 \\
 &= 20 \times 1.0 \times 1.0 \times 0.75 \\
 &= 15.0 \\
 &\rightarrow \underline{15 \text{ 点 (四捨五入)}}
 \end{aligned}$$

(3) 設計チームの能力（管理・主任技術者の設計業務実績）【30点】

管理技術者及び主任技術者（計画・意匠担当）として、その設計業務に携わった実績件数に応じて評価を行う。

なお、ここでいう「設計業務実績」や評価点の計算方法は、3（1）事務所の能力と同様とし、管理技術者の評価点は1件あたり5点、主任技術者（計画・意匠担当）の評価点は1件あたり2.5点とする。

(4) 業務実施方針及び手法【80点】

本委託業務実施にあたり、業務への取組体制、設計チームの特徴を明示するとともに、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項について、その的確性、実現性及び業務の理解度を評価する。

| 評価      | 良好 | やや良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
|---------|----|------|----|-------|-----|
| 取組体制評価点 | 40 | 30   | 20 | 10    | 0   |
| 設計配慮評価点 | 40 | 30   | 20 | 10    | 0   |

(5) 課題（狭小で不整形な敷地を必要最小限の面積で効果的な活用を実現するための検討プロセスの提案について）に対する提案【120点】

・内容

「資料8（仮称）寄居コミュニティハウス整備事業基本構想」記載内容を踏まえて、全体敷地面積 1811.49 m<sup>2</sup>のうち民間活用を阻害しないように必要最小限の面積で効果的な活用を実現する必要がある。このような課題がある中で、設計する際にこの課題を解決していくための具体的な検討プロセスの提案を評価する。

・主な評価の視点

上記内容を踏まえ、当該敷地を必要最小限の面積で効果的な活用を実現するための検討プロセスを的確に表現し、独創性かつ実現性が高い仕組みを提案しているか評価する。

| 評価  | 良好 | やや良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
|-----|----|------|----|-------|-----|
| 的確性 | 40 | 30   | 20 | 10    | 0   |
| 独創性 | 40 | 30   | 20 | 10    | 0   |
| 実現性 | 40 | 30   | 20 | 10    | 0   |

(6) 取組意欲【120点】

提案書類の全体を通して、本設計業務への取組意欲についての的確性、独創性、実現性を勘案して評価を行う。

| 評価   | 高い  | やや高い | 普通 | やや低い | 低い |
|------|-----|------|----|------|----|
| 評価点数 | 120 | 90   | 60 | 30   | 0  |

#### 4 最優秀者、優秀者の選定

(1) 2次審査の結果、選定委員と事務局の評価点数合計の最も高い者を最優秀者、次点の者を優秀者とする。

(2) 評価点数合計1位の者が複数となった場合は委員の投票方式により順位付けを行う。

評価点数合計2位の者が複数となった場合も同様とする。